

●新発田市屋外広告物条例に基づく許可申請手続きについて

Q.

現行の運用では、申請内容の審査前に手数料を現金で納付することとされていますが、手数料額は審査後に確定する仕組みであり、審査前納付を求めることは手続きの順序として明らかに不合理であると考えます。申請者に対し、確定していない金額の納付を求める運用は、合理性および公平性の観点からも疑問を感じざるを得ません。

また、納付方法が現金納付または現金書留に限定されている点についても、行政手続きのデジタル化・キャッシュレス化が進む現在の社会状況と著しく乖離しており、申請者に不必要な負担を強いるものとなっています。さらに、審査結果により手数料の過不足が生じた場合の対応についても、申請者側にとって分かりにくく、制度設計として不十分であると言わざるを得ません。

一方で、新潟市や上越市においては、申請後に審査を行い、手数料額を確定させた上で納付書を発行し、申請者が納付するという、極めて合理的かつ一般的な運用がなされています。この手続きは、申請者・行政双方の負担軽減につながるものであり、特段困難な制度であるとは考えられません。

以上を踏まえ、新発田市においても、早急に制度の見直しを行っていただくよう、強く要望いたします。

本件は申請者の利便性の問題にとどまらず、行政手続きの合理性・公平性に関わる事項であると考えております。前向きな検討および改善を期待しております。

(令和8年2月受付)

A.

当市の屋外広告物条例に基づく許可申請の手続きにつきまして担当課に確認いたしましたところ、事前相談・事前審査により許可基準に適合していることを確認するとともに、手数料額を確定させてから許可申請書及び現金納付による許可申請手数料を同時に受理してきたとの報告を受けました。

御指摘の屋外広告物条例に基づく許可申請に係る手数料納付の取扱いにつきまして、市民や事業者の皆様が行政手続を利用される際の御不便や御負担を率直にお伝えいただいたものであり、大変貴重な御提案であると受け止めております。

このため、担当課に対し、屋外広告物の許可申請に係る手数料については、申請後の審査により手数料額を確定し、その確定後に納付書を発行して納付いただく方法を新たに導入するよう指示したところであります。

これまでの現金納付や現金書留による納付につきましても、申請者の事情や利便性を踏まえ、引き続き御利用いただける取扱いとし、納付方法の選択肢を広げることで、より利用しやすい手続となるよう改善を図ってまいります。

また、行政手続のデジタル化やキャッシュレス化への対応につきましては、屋外広告物の手続に限らず、市全体として取り組むべき課題であることから、多様な納付方法の導入について全庁で検討を進めております。

(令和8年2月25日回答)

※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。